

母子生活支援施設について

1. 母子生活支援施設とは

- ・児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。
- ・埼玉県には、川口市のほか、さいたま市・川越市・戸田市・松伏町にある。

2. 母子生活支援施設「川口市立あさひ館」 施設概要

- ・建物建築年：昭和 43 年 12 月
- ・居室数：10 室（和室（6 畳）、台所、トイレ、玄関、押入れ）※浴室は共用
- ・定員：8 世帯（暫定定員：4 世帯）

※現在、指定管理業務委託により運営を実施（受託先は川口市社会福祉事業団）。令和 2 年度末で指定管理期間が終了となる。

3. 母子生活支援施設「川口市立あさひ館」 入居状況

（1）入所世帯数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2.6 末
最大時 世帯数	4 世帯	6 世帯	6 世帯	3 世帯	2 世帯	1 世帯
最大時 入所者数	8 人	13 人	14 人	6 人	2 人	2 人

※H27 年度から R2.6 現在まで 10 世帯（実数）が入所。

（2）主な入所理由

- ・住宅確保困難（7 世帯）
- ・養育困難（3 世帯）

（3）主な退所理由

- ・民間住宅確保（5 世帯）
- ・市営住宅へ入居（2 世帯）
- ・親族等と同居（2 世帯）

（4）入所期間

- ・平均入居期間：2 年 9 月（最長入居期間：7 年 9 月、最短入居期間：0 年 4 月）

4. 母子生活支援施設 関連経費

年度	指定管理料	国庫補助金	県費補助金
平成 27 年度 決算	19,573,000 円	7,788,180 円	3,894,090 円
平成 28 年度 決算	21,444,000 円	5,975,790 円	2,987,895 円
平成 29 年度 決算	21,895,000 円	6,181,480 円	3,090,740 円
平成 30 年度 決算	21,809,000 円	6,006,740 円	中核市のため不交付
令和元年度 決算見込	22,081,000 円	5,985,555 円	同上
令和 2 年度 予算	22,398,000 円	4,138,000 円	同上

5. 他自治体の状況について

別紙、「中核市・公設母子生活支援施設に関する調査実施結果」のとおり

6. 川口市の今後の方向性（案）

○近年の入居状況等から、母子生活支援施設の今後の方向性案は、以下のとおりとする。

- ・現在の施設は、老朽化しているため、その利用を令和 4 年 3 月末までとする。
- ・施設入所での、保護、生活支援ではなく、在宅での、生活支援する方法に変更して、母子家庭への支援を行う。